

シンガポールにおける「愛媛フェア」(仮称)用動画制作事業 企画提案募集要領

1 趣旨

「シンガポールにおける「愛媛フェア」(仮称)用動画制作事業」の執行にあたっては、愛媛県産農林水産物及びそれらの加工品の魅力発信を実施するため、最も企画力・情報発信力・経済性等に優れた事業者が業務を委託することとし、プロポーザル(企画提案)方式で実施するもの。

2 事業の概要

えひめ愛フード推進機構では、経済発展が著しいシンガポールをターゲットとした輸出促進事業に取り組んでおり、この一環として、現地日本食レストランの料理長等を愛媛県内に招聘し、現地への輸出実績のない産品等を中心とした食材発掘を行うこととしている。この状況を撮影・編集することで、現地の飲食店バイヤーや一般消費者等に対する県産農林水産物の魅力を発信する目的で、以下の事業を実施する。

3 企画提案者の資格・条件

(1) 単独で参加しようとする者は、以下の資格要件を満たしていること。

- ①県内に本社、支社、営業所を有すること。
- ②知事の審査を受け、平成23・24・25年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。
- ③地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札参加者の資格)の規定に該当しないこと。
- ④企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札の参加資格停止を受けていないこと。
- ⑤企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て、及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(2) 共同企業体で参加しようとする者は、以下の資格要件を満たしていること。

- ①代表者は、前記(1)の①から⑤の資格要件を全て満たしていること。
- ②構成員は、前記(1)の③から⑤までの資格要件を全て満たしていること。

4 業務内容

(1) 業務名

シンガポールにおける「愛媛フェア」(仮称)用動画作成事業委託業務
(輸出プロモーター来県状況DVDの制作)

(2) 委託期間

契約の日から平成25年12月13日(金)まで

(3) 予算額

800千円以内(消費税及び地方消費税、当事業に係る交通費、宿泊費等、動画作成にかかる一切の経費を含む。)

(4) 業務内容

- 「愛媛フェア」(仮称)に係る食材発掘の行程(8/28~8/30)に同行し、食材発掘状況を撮影

する。

- 県内メーカー等にインタビューを実施し、商品の比較優位性を引き出し、その映像を撮影する。
- レストラン料理長等にインタビューを実施し、商品の魅力や活用可能なメニューの情報を引き出し、その映像を撮影する。
- 制限時間内で、産地の風景、生産者の素顔、県産農林水産物等の魅力を発信できる内容を追加することも可能。
- 作成にあたっては、えひめ愛フード推進機構が翻訳した内容のテロップを挿入する。

(5) 仕様

① 仕様は次のとおりとする。

- ・HDCAMによる納品とする。
- ・「愛媛フェア」（仮称）に係る食材発掘行程」の全行程にかかる映像素材を、農産物・水産物・加工品の3部門ごとに編集したものとする。
- ・収録時間6分以内とし、県産農林水産物等の魅力を十分伝えることができる尺とすること。
- ・えひめ愛フード推進機構が翻訳した内容のテロップを挿入すること（英語）。

② 制作枚数は次のとおりとする。

HDCAM 3本（保存、編集用として）
確認用DVD 4セット
広報用DVD NTSC方式：30枚、PAL方式：6枚
Web視聴用データ 3本

(6) 納品物

- ① 4の(5)に係る成果品
- ② 納期は、平成25年12月13日(金)までとする。

(7) 納品場所

えひめ愛フード推進機構（事務局：愛媛県農林水産部管理局ブランド戦略課）

5 業務委託期間

契約締結の日から平成25年12月13日(金)まで

6 提出書類及び留意事項等

(1) 企画提案の参加申込

- ①参加申込書
- ②誓約書
- ③委託業務共同企業体に関する書類
 - ・委託業務共同企業体として参加する場合は提出すること。
- ④協力を得る予定の業務内容および事業者
 - ・業務実施にあたり他の者の協力を得る予定の場合は、その業務内容及び協力事業者について、企画提案書とは別に参考様式1に記載すること。
- ⑤経歴書
 - ・委託業務の責任者に予定している人物の氏名及び過去の実績について、企画提案書とは別に参考様式2に記載すること。

⑥参考資料

- ・応募者の概要がわかる資料を提出すること（既存資料で可）。

(2) 企画提案書の提出

①企画提案書

- ・企画提案書の構成は自由であるが、提出にあたっては、「4 業務内容」を十分に理解したうえで、県産農林水産物の魅力を強くアピールできる企画内容とすること。
- ・企画提案書は、A4版を基本とし、A3版見開きの場合は2ページとして数え、表紙、目次、参考様式を除いて全体で10ページ以内とすること。
- ・受託した場合の実施組織の体制図及び他の組織との連携方法について記載すること。
- ・委託業務のスケジュール表を作成すること。
- ・当該事業の実施にあたり、工夫すべき事項や不足する事項、提案者において独自かつ、有意義な方策等があれば提案すること。

②概要資料

- ・企画提案書の内容を2ページ以内に要約した資料を別途提出すること。

③業務実績表

- ・国もしくは他県の自治体での同様な業務又は、愛媛県もしくは県が出資する法人等の業務を受注し、完了した実績がある場合は、様式4-1を提出すること。

④見積書

- ・企画提案書に含め、積算内容及び提案内容に必要な一切の経費を業務ごとに見積ること。
- ・見積りの金額は、いずれも消費税及び地方消費税を含む金額とすること。
- ・見積りの内訳については、資料提供を求められることがあるので、その際は遅滞なく提出すること。

(3) 提出部数

提出部数は、企画提案書、概要資料ともそれぞれ8部とする。

(4) 留意事項等

- ・企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
- ・虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
- ・企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。
- ・提出された企画提案書は返却しないが、他には使用しない。
- ・企画提案書の作成及び提出等に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。

7 企画提案書等の提出方法

(1) 提出方法

- ・持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は受け付けない。
- ・持参による提出の受付時間は、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ）とし、(2)の書類提出先まで届けるものとする。

・郵送等による提出の場合は、期限の日の午後5時15分までの執務時間中に必着とする。

(2) 書類提出先

えひめ愛フード推進機構事務局

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 (県庁第一別館7階)

愛媛県農林水産部管理局ブランド戦略課流通戦略グループ内

TEL089-912-2569 FAX089-912-2561

Eメール: brand@pref.ehime.jp

(3) 提出期限

企画提案の参加申込・・・平成25年7月17日(水)

企画提案書・・・・・・・・平成25年7月24日(水)

8 審査

提出された企画提案をもとに、プロポーザル審査委員会(仮称)において、最も優れた提案を行ったと認められる者を候補者として選定する。ただし、選定された企画提案については、契約にあたり内容の一部を変更する場合があるものとする。なお、審査に際しての疑義があった場合は、えひめ愛フード推進機構事務局(県庁ブランド戦略課)から問い合わせを行うものとする。

9 審査における点数配分

以下の審査事項により、企画内容・遂行能力・経済性(見積額)等を総合的に審査するものとする。

(1) シンガポールにおける愛媛県産農林水産物等のPRにつながる内容となっているか。	30/100点
(2) 各種場面において柔軟に活用できるツールとなっているか。	30/100点
(3) 業務の趣旨を理解しているか。	15/100点
(4) 業務を確実に遂行するだけの人員と組織体制が整っているか。	15/100点
(5) 経費の配分は妥当か。	10/100点
合 計	100/100点

10 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書を提出した者に対して書面により通知する。

11 契約

審査により決定された者と契約について交渉し、協議が整えば契約する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

ただし、愛媛県入札参加資格停止措置を受けている等の理由で契約締結をしない場合は、審査委員会は一切の損害賠償の責を負わないものとする。

12 審査対象の除外

応募者が次の要件に該当する場合、審査対象から除外するものとする。

- ・申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・本公募要領に違反又は著しく逸脱した場合

- ・その他不正な行為があった場合

13 平成23・24・25年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格の審査に関する事項等

当該資格の審査に関する事項の照会先及び当該資格審査申請書の提出先

照会先及び提出先 申請者の住所	申請者の住所
愛媛県出納局会計課用品調達係 〒790-8570 松山市一番町4-4-2 電話番号 089-912-2156	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、 松前町、砥部町、県外
東予地方局 総務企画部総務県民課総務係 〒793-0042 西条市喜多川796-1 電話番号 0897-56-1300 (内線205) 又は 東予地方局今治支局 総務県民室総務県民防災グループ 〒794-8502 今治市旭町1-4-9 電話番号 0898-23-2500 (内線 201)	新居浜市、西条市、四国中央市、今治 市、上島町
南予地方局 総務企画部総務県民課総務係 〒798-8511 宇和島市天神町7-1 電話番号 0895-22-5211 (内線209) 又は 南予地方局八幡浜支局 総務県民室総務県民グループ 〒796-0048 八幡浜市北浜1-3-37 電話番号 0894-22-4111 (内線 210)	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町、 八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、 伊方町

14 その他

- (1) 本要項に定められた事項に違反した場合、不正な行為が行われた場合は失格とする。
- (2) 業務内容や契約手続き等に関する質疑は、全てEメール又はFAXで受け付け、応答は、えひめ愛フード推進機構ホームページ内で行うものとする。なお、質疑期間は、平成25年7月17日(水) 17:00までとする。

15 問い合わせ先

えひめ愛フード推進機構事務局

愛媛県農林水産部管理局ブランド戦略課内 (担当: 流通戦略グループ 渡邊)

所在地: 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

電話: 089-912-2569 FAX: 089-912-2561

Email: brand@pref.ehime.jp

様式 1

参加申込書

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会長 中村時広 様

住 所
商号または名称
代 表 者
電話・FAX

印

平成 年 月 日付けで公募のありました、シンガポールにおける「愛媛フェア」(仮称)用動画制作事業業務委託にかかる企画提案に参加を希望します。

(企業概要を添付のこと)

商号または名称や住所、代表者、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容等についてA4版2頁程度にまとめたもの。
支社、営業所にあっては、営業歴を記載すること。

誓 約 書

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構

会 長 中 村 時 広 様

住 所
商号または名称
代 表 者
電 話 ・ F A X

印

下記の参加者の資格要件については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 現在、愛媛県内に本社、支社、営業所を有しています。
(支社、営業所の場合:参加申込書提出期限において1年以上の営業歴を有しています。)
- 2 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札参加者の資格)の規定に該当していません。
- 3 現在、愛媛県からの入札参加資格停止期間中ではありません。
- 4 現在、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立ておよび破産法に基づく破産手続き開始の申し立てをしていません。

- ※ 共同企業体の場合は、構成員全員がそれぞれ作成
- ※ 共同企業体の場合は、構成員全員で様式3も作成

委託業務共同企業体参加資格者誓約書

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構

会 長 中 村 時 広 様

共同企業体の名称

構成員 住 所
(代表者)

商号または名称

代 表 者

印

構成員 住 所

商号または名称

代 表 者

印

(以下、構成員列記)

このたび、シンガポールにおける「愛媛フェア」(仮称)用動画制作事業業務委託の受託に係る共同提案に参加するため、委託業務共同企業体を結成しました。

シンガポールにおける「愛媛フェア」(仮称)用動画制作事業業務委託について、解散日までの間、別紙委任事項の権限を当共同企業体代表者に委任します。

使用印は別紙のとおりです。

なお、業務受託に際しては、連帯して行うものとし、委託業務共同企業体協定書および指定の添付書類を提出します。

これらの事項は、事実と相違ないことを誓約します。

委 任 事 項

- 1 シンガポールにおける「愛媛フェア」(仮称)用動画制作事業業務委託に関し、当共同企業体を代表して委託者であるえひめ愛フード推進機構と折衝する権限
- 2 入札および見積りに関する一切の権限
- 3 委託業務代金および前払金の請求・受領に関する一切の権限
- 4 その他業務に関し、諸届・諸報告の提出に関する一切の権限

使 用 印

様式 3-2 (例示)

委託業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) えひめ愛フード推進機構発注に係る、シンガポールにおける「愛媛フェア」(仮称)用動画制作事業業務委託(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「委託業務」という。)の受託
- (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、シンガポールにおける「愛媛フェア」(仮称)用動画制作事業業務委託共同企業体(以下「共同企業体」という。)と称する。

(事務所の住所)

第3条 共同企業体は、事務所を愛媛県 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同企業体は、年 月 日に成立し、第1条に規定する業務の委託契約の履行後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 共同企業体は、第1条に規定する業務を受託することができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託業務が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所
商号または名称
代 表 者

住 所
商号または名称
代 表 者

(以下構成員を列記)

(代表者の氏名)

第6条 共同企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同企業体の代表者は、第1条に規定する業務の履行に関し、共同企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託料(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第 8 条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。

ただし、当該委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号または名称	%
商号または名称	%
(以下構成員を列記)	%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第 1 条に規定する業務に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、業務の完遂にあたるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、第 1 条に規定する業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 共同企業体の取引金融機関は、銀行 支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引をするものとする。

(決算)

第 12 条 共同企業体は、第 1 条に規定する業務の完了後当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、共同企業体が第 1 条に規定する業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第 1 条に規定する業務を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。
ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じても、脱退構成員への利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第16条の2 共同企業体は、構成員のいずれかが、第1条に規定する業務において重要な義務の不履行、その他の除名にし得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
 - 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが第1条に規定する業務途中において破産または解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第18条 代表者が脱退もしくは除名された場合または代表者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員および発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第19条 共同企業体が解散した後においても、第1条に規定する業務につき、かしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、別途定めるものとする。

外 社は、上記のとおり、シンガポールにおける「愛媛フェア」(仮称)用動画制作事業業務委託共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、発注者に提出するほか、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

住 所
商号または名称
代 表 者 印

住 所
商号または名称
代 表 者 印
(以下構成員を列記)

企画提案書の提出書

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会 長 中 村 時 広 様

住 所
商号または名称
代 表 者
電 話 ・ F A X
印

平成 年 月 日付けで公募のありました、シンガポールにおける「愛媛フェア」(仮称)用動画制作事業業務委託にかかる企画提案書を下記のとおり提出します。

記

○ 提出書類

- | | |
|--------|-----|
| ・企画提案書 | 8 部 |
| ・概要資料 | 8 部 |
| ・業務実績表 | 1 部 |

業 務 実 績 表

業 務 名	委託者名	契約金額 (単位：百万円)	実施年度	業 務 概 要

- ※ 貴社における、国もしくは他県の自治体での同様なPR業務又は、愛媛県もしくは県が出資する法人等の業務の受注実績について記入して下さい。
- ※ 業務実績については、委託契約書の写しを添付して下さい。
- ※ 記入欄が不足する場合は、適宜追加して下さい。
- ※ 共同企業体の場合は、受託者名を業務名称の下に()内書きするか、構成員ごとに作成して下さい。

(参考様式1)

協力を得る予定の業務内容および事業者

協力を得る業務内容	予定事業者
	商号または名称 代 表 者 住 所 連 絡 先
	商号または名称 代 表 者 住 所 連 絡 先
	商号または名称 代 表 者 住 所 連 絡 先
	商号または名称 代 表 者 住 所 連 絡 先
	商号または名称 代 表 者 住 所 連 絡 先

(参考様式 2)

経 歴 書

(委託業務の責任者)

氏名 (年齢)		所 属	これまでの主な業務実績
在職期間	勤 務 先	役 職 等	

仕 様 書

1 趣 旨

「シンガポールにおける「愛媛フェア」（仮称）用動画制作事業」の執行にあたっては、愛媛県産農林水産物及びそれらの加工品の魅力発信を実施するため、最も企画力・情報発信力・経済性等に優れた事業者にも業務を委託することとし、プロポーザル（企画提案）方式で実施するもの。

2 業務内容

委託業務内容は下記のとおりとし、委託上限額は800千円（消費税及び地方消費税含む）とする。

(1) 業務名

シンガポールにおける「愛媛フェア」（仮称）用動画作成事業委託業務
（輸出プロモーター来県状況DVDの制作）

(2) 委託期間

契約の日から平成25年12月13日（金）まで

(3) 予算額

800千円以内（消費税及び地方消費税、当事業に係る交通費、宿泊費等、動画作成にかかる一切の経費を含む。）

(4) 業務内容

- 「「愛媛フェア」（仮称）に係る食材発掘」の行程（8/28～8/30）に同行し、食材発掘状況を撮影する。
- 県内メーカー等にインタビューを実施し、商品の比較優位性を引き出し、その映像を撮影する。
- レストラン料理長等にインタビューを実施し、商品の魅力や活用可能なメニューの情報を引き出し、その映像を撮影する。
- 制限時間内で、産地の風景、生産者の素顔、県産農林水産物等の魅力を発信できる内容を追加することも可能。
- 作成にあたっては、えひめ愛フード推進機構が翻訳した内容のテロップを挿入する。

(3) 仕様

① 仕様は次のとおりとする。

- ・ HDCAMによる納品とする。
- ・ 「「愛媛フェア」（仮称）に係る食材発掘行程」の全行程にかかる映像素材を、農産物・水産物・加工品の3部門ごとに編集したものとする。
- ・ 収録時間6分以内とし、県産農林水産物等の魅力を十分伝えることができる尺とすること。
- ・ えひめ愛フード推進機構が翻訳した内容のテロップを挿入すること（英語）。

② 制作枚数は次のとおりとする。

HDCAM 3本（保存、編集用として）
確認用DVD 4セット
広報用DVD NTSC方式：30枚、PAL方式：6枚
Web視聴用データ 3本

(4) 納品物

- ③ 2の（5）に係る成果品
- ④ 納期は、平成25年12月13日（金）までとする。

(5) 納品場所

えひめ愛フード推進機構（事務局：愛媛県農林水産部管理局ブランド戦略課）

3 著作権の取扱

(1) 著作権者

シンガポールにおける「愛媛フェア」（仮称）用動画を制作するにあたり使用したすべての素材にかかる著作権は受託者に帰属するものとする。

(2) 第三者への利用許諾が必要なもの

第三者によるシンガポールにおける「愛媛フェア」（仮称）用動画の複製等は禁止することとする。また、第三者への利用許諾は、次に示す愛媛県産農林水産物及びそれらの加工品の宣伝に関するものに限り、えひめ愛フード推進機構が行うものとする。

第三者への利用許諾が可能なもの

- ・ 配布先農林水産関係業者の視聴
- ・ 配布先個人の視聴
- ・ 愛媛県産農林水産物及びそれらの加工品を取扱う飲食店での放映
- ・ 愛媛県産農林水産物及びそれらの加工品の利用促進に資する各種観光展示会等での放映
- ・ 愛媛県が実施する事業に係る、県産農林水産物の利用促進を目的とした関係 HP への掲載
や You Tube 等インターネット配信での 2 次利用

上記のケース以外に第三者への利用許諾の必要がある場合は、えひめ愛フード推進機構及び受託者でその都度協議のうえ処理することとする。

(3) 映像の複製及び再編集について

えひめ愛フード推進機構のみが、次の目的に限り、随時、当該 DVD の複製及び再編集を行うことができるものとする。

- ・ 愛媛県産農林水産物及びそれらの加工品を取扱う飲食店での放映
- ・ 愛媛県産農林水産物及びそれらの加工品の利用促進に資する各種観光展示会等での放映
- ・ 愛媛県が実施する事業に係る、県産農林水産物の利用促進を目的とした関係 HP への掲載
や You Tube 等インターネット配信での 2 次利用

(4) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者との著作権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。
- ② 第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ⑤ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、えひめ愛フード推進機構及び受託者の二者で協議のうえ処理することとする。

4 その他

- (1) 委託業務の実施にあたっては、えひめ愛フード推進機構との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。
- (2) DVD のジャケットの本体に、えひめ愛フード推進機構の委託事業である旨を明記すること。
- (3) この要領に定めのない事項については、必要に応じ、えひめ愛フード推進機構と協議のうえ処理するものとする。